



平成22年2月 八幡市

## はじめに

わが国においては急速に高齢化が進展しております。八幡市も例外ではありません。高齢の方や障がいのある方などが社会や地域の活動に参加する機会も増えております。このような情勢を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が自立した日常生活をおくれるまちづくりを進めていかなければなりません。

国においては平成18年12月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー新法)が施行されました。この法律は、鉄道駅や建築物、道路、公園、駅前広場などを、高齢者や障がい者をはじめあらゆる方が安全に移動したり、安全に利用したりできるよう整備を促進することを定めたものです。このことを受け、すべての方が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえた八幡市バリアフリー基本構想を策定しました。

基本構想には、施設のバリアフリー整備の目標や心のバリアフリーの推進について定めております。施設の整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や障がいのある方々などについて理解を深め、自分のこととして配慮し、支え合うなど、心のバリアフリーが必要です。基本構想の目標として掲げた、「だれもが安全・安心に活動できる住みよいまち八幡」をめざし、行政・市民・関係事業者が協働しバリアフリーを推進してまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

基本構想の策定に当たり、ご尽力いただきました八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員の皆様をはじめ、関係事業者、市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。



平成22年2月

八幡市長 日月日日 中

## < 目 次 >

第1章 バリアフリー新法及び基本構想について
1 .バリアフリー新法の背景となりたち1
2 .バリアフリー新法の基本的枠組み 2
第2章 八幡市の現況
1 .高齢者及び障がい者の状況3
2 . 公共交通機関の状況 7
第3章 上位関連計画の把握
1 .基本構想の位置づけ8
2 .上位関連計画の整理9
第4章 市民アンケート調査
1 .アンケート調査結果の概要 18
第5章 ヒアリング調査
1 . ヒアリング調査結果の概要 28
第6章 バリアフリー基本構想の目標及び基本方針
第 6 章 ハヴァブリー基本構想の目標及び基本方面 1 .八幡市バリアフリー基本構想の目標 32
— · · · · · · · · · · · — · · · · · · ·
2 .八幡市バリアフリー基本構想の基本方針 33
第7章 重点整備地区の設定
1.重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について 34
2 .八幡市における重点整備地区の設定の考え方 36
3 .重点整備地区の設定 41
4 .重点整備地区における要件整理43
第8章 まちあるき点検調査及び意見交換会の結果
1 .まちあるき点検調査の結果 45

第9章 重点整備地区における整備計画(特定事業等)	
1 .重点整備地区における整備計画について	60
2.整備等の基本的な考え方	61
3.八幡市駅及び市役所周辺地区の整備方針及び整備目標	64
4 .橋本駅周辺地区の整備方針及び整備目標	93
第 10 章 総合的なバリアフリー化の推進	
1 .心のバリアフリーの実践1	00
2 .バリアフリー化のさらなる推進1	02
3.今後の推進方策(関係主体の役割分担と基本構想の進捗管理)1	06
<b>会老咨</b> 判	

## 「障がい」の表記について

パブリックコメント (意見募集)の結果、用語説明等

「障害者」という表現については、「障害」という言葉自体が良い意味で使われることがないことから、そのあり方についてはさまざまな議論がなされてきました。 八幡市では、平成19年4月から、人権尊重の観点に基づき、人を表すときの「害」の使用をひらがなとすることにします。

## <表記の基準について>

「障害」という言葉が、人を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、可能な場合には他の言葉で表現します。(例:障がい者 など)国の法令等に基づく制度名や引用文、施設や設備等の固有名称についてはそのままの表記とします。(例:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、視覚障害者誘導用ブロックなど)